

第百九十二号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「都」を「東京都（以下「都」という。）」に改める。

第三条第二項第二号中「の在勤地」の下に「又は被災地支援の業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事することを目的とした都の区域外の在勤地」を加える。

第四条第四項ただし書中「ただし、」の下に「内国旅行（宿泊を要しない場合に限る。）のうち近接地内に出張を命じるとき又は」を加え、「又は記録をし、これを提示」を「若しくは記録をし、これを提示」に改める。

第六条第七項中「旅行雑費は、」の下に「出張（外国旅行における近接地外の出張を除く。）又は近接地内の赴任の場合にあつては実費額により、近接地外の赴任の場合にあつては」を加える。

第九条第一項中「又は旅行雑費」を削る。

第十一条中「、旅行雑費」を削る。

第十五条第二号中「引き続き五時間以上の旅行で、在勤庁から一キロメートルを超える場合には、二百円の額の」を「別表第一に規定する」に改める。

第二十四条第一項中「の定額」を「に規定する額」に改め、同条第二項中「の旅行」の下に「（近接地外の赴任に限る。次項及び第三十条において同じ。）」を加え、「定額」を「規定による額」に改める。

第三十五条第三項中「第二十四条第二項中」の下に「「旅行（近接地外の赴任に限る。次項及び第三十条において同じ。）とあるのは「旅行」と、」を、「日当」との下に「、「前項」とあるのは「第三十五条第一項」と」を加える。

別表第一(一)の項中

旅行雑費（一日につき）		甲地方		乙地方	
		一五、〇〇〇円	一三、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
一、一〇〇円		甲地方		乙地方	
		一五、〇〇〇円	一三、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

を

旅行雑費（一日につき）		宿泊料（一夜につき）	
出張又は近接地内の赴任	近接地外の赴任	甲地方	乙地方
公務上の必要によりやむを得ず負担した通話料金等の額	一、一〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、五〇〇円
		一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

社会情勢の変化に伴い、出張等に係る旅行雑費の定額支給を廃止するとともに、旅行命令等に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。